

県営住宅入居者『随時募集』のご案内

住宅に困窮されている方が速やかに県営住宅へ入居できる機会を増やすため、年4回の定期募集に加え、次のとおり随時募集を実施します。

■随時募集を実施する住宅及び資格

- 1 定期募集（一般公募住宅・優先住宅）を実施する住宅のうち、申込みがなかった住宅について、随時募集を実施します。なお、対象住宅については、徳島県住宅供給公社のホームページ（<http://www.tokushima-jk.jp/>）または電話でご確認ください。
※定期募集の場合と異なり、一般住宅・優先住宅の区分を無くして、随時募集を実施します。
- 2 随時募集で入居申込みができる資格は、定期募集の場合と同じです。詳しくは裏面をご覧ください。

■入居申込みから決定までの流れ

- 1 申込受付期間中、入居申込みに必要な書類を提出していただき、入居申込み資格等を審査した上で先着順で申込みを受付し、当選者を決定します（同日付けで複数の受付をした場合は抽選を行います）。ただし、必要な書類が不備な場合や、家族を不自然に分離した申込みは受付できません。また、当選決定後、必要な書類が期限までに提出されない場合は、入居を許可できない場合があります。
- 2 当選決定後、必要な書類を提出していただき、内容を審査した上で入居を許可します。失格・辞退等が生じた場合、次に受付された方が繰上げ当選者となります。
- 3 不正な申込みが判明した場合は、当選資格又は入居許可を取り消します。
- 4 申込後、入居までに同居親族が変更（出産、死亡を除く）となった場合は、その申込みが無効となる場合があります。

※なお、当選発表は、書類審査後、徳島県住宅供給公社から当選者に直接ご連絡します。

■申込受付期間・場所

期 間 令和7年8月21日（木）から令和7年11月12日（水）まで
午前8時30分～午後5時まで（土・日・祝、年末年始を除く）

場 所 徳島市川内町平石住吉209-5
徳島健康科学総合センター3階 徳島県住宅供給公社
電話：088-666-3125

- ※1 郵送による受付は致しておりません
- ※2 令和7年11月13日（木）以降は、募集する住宅を入れ替えて随時募集を実施します。

■入居申込みができる資格（定期募集と同じです）

- 1 同居する親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む）がいること。
※ 60歳以上の方、身体障がい者（身体障害者手帳1～4級までの方）精神障がい者、知的障がい者、DV被害者（配偶者からの暴力被害者）、生活保護を受けている方等は、居室数が2室以下又は床面積の合計が55㎡未満の住宅に限って単身でも申込みできます。
なお、常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制のある方に限ります。
※ 婚約者は、入居を指定した日から3ヶ月以内に結婚し、同居できる方に限ります。
- 2 現に住宅に困窮していること。（原則、持家や公営住宅に居住している方は困窮していることになりません。）
- 3 収入が法令で定められた基準内であること。
- 4 申込者及び同居する親族が、暴力団員でないこと。
- 5 申込者及び同居する親族が、県税を滞納していないこと。
- 6 過去に県営住宅に入居していた者にあつては、現に家賃の未納がないこと。

■入居申込みに必要な書類等（定期募集と同じです）

- 1 県営住宅入居申込書（県が指定する書式による）
- 2 収入を証する書類 **※家族で収入のある方全員の書類が必要です。**
 - ① 給与所得者 源泉徴収票（中途転職者の方は県が指定する書式の給与支給明細書）
 - ② 事業所得者 市町村長発行の前年中の所得課税証明書
 - ③ 年金受給者 受給している年金振込通知書又は前年中の公的年金等の源泉徴収票
 - ④ 生活保護受給者 福祉事務所等発行の生活保護受給証明書
- 3 婚約中の方は、婚約証明書（県が指定する書式による）
- 4 印鑑（認印）
- 5 その他、知事が必要と認める書類

■当選決定後、必要な書類（定期募集と同じです）

- 1 請書
 - ① 優先入居対象者（母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、多子世帯、炭鉱離職者又は引揚者の世帯）、DV被害者、生活保護を受けている方等については、連帯保証人の連署は不要です。詳しくは、受付時等に確認させていただきます。
 - ② それ以外の方については、請書に連帯保証人2名（同一世帯でないこと）の連署が必要であり、保証人の印鑑証明書、所得課税証明書等が必要です。
～連帯保証人資格について～
※ 原則として、連帯保証人のうち1人は、現に県内に居住している方であること。
※ 連帯保証人同士が同一世帯でないこと。
※ 入居者と同等以上の継続した収入があること。
- 2 市町村長発行の前年中の所得課税証明書
- 3 入居される方全員の住民票（※マイナンバーの記載がないもの）及び保険証
- 4 その他、県が指定する書類

■入居予定日等

- 1 入居手続き（書類審査含む）及び敷金等の入金完了次第、順次入居できます。
- 2 指定の期日までに関係書類の提出がない場合は、辞退されたものとして処理します。
- 3 重複して申込みされた場合は、すべて無効になります。
- 4 入居時に敷金として家賃の3ヶ月分が必要です。
- 5 その他、自治会費、共益費が必要です。

■自治会の運営

県営住宅は集合住宅です。入居者の皆さんが協力し、共用部分を円滑に運営するため、自治会を組織し、共益費の徴収などを行っていただいております。入居者の皆さんは自治会に必ず入会してください。

募集住宅一覧表

（間取りの数字は広さを畳数で表したもの
 3・・・3畳、4.5・・・4畳半、5.5・・・5畳半、6・・・6畳、6.5・・・6畳半、
 7.5・・・7畳半、8・・・8畳、9.0・・・9畳 etc.
 K・・・台所、DK・・・ダイニング・キッチン
 LDK・・・リビング・ダイニング・キッチン

その他 網戸の設備はありません

住宅番号の読み方

例 232・・・2号棟3階の2号室

団 地 名	所在地	建設 年度	構 造	募集 戸数	住宅 番号	階数	間 取 り 型 式	収入 区分	家賃(円)	備 考
末 広 西	徳島市末広 4丁目	昭和 51	中 層 耐 火 5 建	1	3 3 5	3	6・6・4.5 DK(6.0)	1	19,900	駐車場使用料 月額 1,800円
								2	22,900	
								3	26,200	
								4	29,600	
末 広 南	徳島市末広 4丁目	昭和 57	中 層 耐 火 4 建	1	3 3 4	3	6・6・4.5 K(3.5)	1	21,800	駐車場使用料 月額 1,900円
								2	25,100	
								3	28,700	
								4	32,400	
中 島 田 町	徳島市中島田町 4丁目	平成 1	中 層 耐 火 4 建	1	6 3 3	3	8・6・4.5 DK(9.0)	1	29,700	駐車場使用料 月額 1,300円
								2	34,300	
								3	39,200	
								4	44,300	
名 東 町	徳島市名東町 2丁目	昭和 59	中 層 耐 火 4 建	1	2 2 3	2	6・6・4.5 DK(6.5)	1	22,100	駐車場使用料 月額 1,200円
								2	25,500	
								3	29,100	
								4	32,800	
申込み審査中 名 (東)	徳島市名東町 1丁目	平成 15	中 層 耐 火 4 建	1	2 2 1	2	6・6 DK(9.5)	1	24,400	単身者申込み可 駐車場使用料 月額 1,200円 エレベーター有り
								2	28,100	
								3	32,200	
								4	36,300	
竜 王	徳島市国府町 竜王6	昭和 58	中 層 耐 火 3 建	1	9 1 4	1	8・6・6・4.5 K(3.0)	1	25,200	駐車場使用料 月額 1,200円
								2	29,100	
								3	33,300	
								4	37,600	
小 松 島	小松島市中郷町 西野	昭和 50	高 層 耐 火 1 0 建	1	1 5 0 1	5	6・6・5 LDK(11.5)	1	20,300	駐車場使用料 月額 1,000円 エレベーター有り
								2	23,400	
								3	26,800	
								4	30,200	
小 松 島	小松島市中郷町 西野	昭和 50	高 層 耐 火 1 0 建	1	1 5 0 9	5	6・6・5 LDK(11.5)	1	20,300	駐車場使用料 月額 1,000円 エレベーター有り
								2	23,400	
								3	26,800	
								4	30,200	
阿 南	阿南市津乃峰町 長浜	平成 8	中 層 耐 火 4 建	1	6 1 6	1	6・6 DK(12.5)	1	26,300	単身者申込み可 駐車場使用料 月額 1,000円 車椅子専用住宅
								2	30,400	
								3	34,800	
								4	39,200	
松 茂	板野郡松茂町 満徳字満徳開拓	昭和 63	中 層 耐 火 4 建	1	1 1 4	1	6・6・4.5 DK(6.5)	1	23,000	駐車場使用料 月額 1,300円
								2	26,500	
								3	30,300	
								4	34,200	
松 茂 東	板野郡松茂町 満徳字満徳開拓	昭和 62	中 層 耐 火 4 建	1	2 1 6	1	6・6・4.5 DK(6.5)	1	22,300	駐車場使用料 月額 1,300円
								2	25,800	
								3	29,500	
								4	33,300	
松 茂 東	板野郡松茂町 満徳字満徳開拓	昭和 62	中 層 耐 火 4 建	1	2 3 5	3	6・6 DK(6.5)	1	19,400	単身者申込み可 駐車場使用料 月額 1,300円
								2	22,400	
								3	25,700	
								4	29,000	
申込み審査中 松 茂 西	板野郡松茂町 中喜来字蔵野	平成 1	中 層 耐 火 4 建	1	3 3 6	3	6・6・4.5 DK(7.5)	1	23,200	駐車場使用料 月額 1,200円
								2	26,800	
								3	30,700	
								4	34,600	
藍 住 幸 島	板野郡藍住町 勝瑞字幸島	昭和 51	中 層 耐 火 5 建	1	3 5 4	5	6・6・4.5 DK(6.0)	1	15,000	駐車場使用料 月額 1,100円
								2	17,300	
								3	19,800	
								4	22,300	
申込み審査中 鳴 門 高 島	鳴門市鳴門町 高島字北	平成 9	中 層 耐 火 4 建	1	2 1 2	1	7.5・6・4.5 DK(7.5)	1	25,000	単身者申込み可 駐車場使用料 月額 900円
								2	28,800	
								3	33,000	
								4	37,200	
鳴 門 高 島	鳴門市鳴門町 高島字北	平成 9	中 層 耐 火 4 建	1	2 4 1	4	7.5・6・4.5 DK(7.5)	1	25,000	単身者申込み可 駐車場使用料 月額 900円
								2	28,800	
								3	33,000	
								4	37,200	
石 井 曾 我	名西郡石井町 石井字石井	平成 5	中 層 耐 火 4 建	1	4 2 1	2	6・6・4.5 DK(7.5)	1	20,400	駐車場使用料 月額 1,100円
								2	23,500	
								3	26,900	
								4	30,400	
鴨 島 呉 郷	吉野川市鴨島町 飯尾	平成 12	中 層 耐 火 4 建	1	7 3 3	3	7.5・6・6 DK(8.0)	1	24,500	駐車場使用料 月額 900円
								2	28,300	
								3	32,400	
								4	36,600	

収入基準

所得月額が15万8千円以下であること (裁量階層は21万4千円以下)

※みなし公営住宅(新浜町団地及び大麻団地)の収入基準については以下のとおりです。

(みなし公営住宅とは、改良住宅を公営住宅とみなして管理する住宅をいいます。)

所得月額が11万4千円以下であること (裁量階層は13万9千円以下)

(A) 年間所得金額 (B) 諸控除額

所得月額 =

12

(A) 年間所得金額

給与所得 …… 給与所得控除後の金額(給与総収入額 - 所得控除額)

事業所得 …… 事業所得金額(事業総収入金額 - 事業必要経費)

年金所得 …… 雑所得金額(年金等総収入金額 - 公的年金等控除額)

※所得者が2人以上いる場合は、それぞれに求めた年間所得金額を合計した額です。

(B) 諸控除額

(年齢は、県が入居を指定する日現在の満年齢です。)

控 除 名	控 除 対 象 者	控 除 額
① 同居親族控除	同居している家族のうち入居名義人以外の人	1 人につき 38 万円
② 別居の 扶養親族控除	同居家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人(保険証等で確認します。)	1 人につき 38 万円
③ 老人扶養親族控除	扶養親族のうち 70 歳以上の人	1 人につき 10 万円
④ 特定扶養親族控除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満の人(配偶者を除く。)	1 人につき 25 万円
障がい者控除 ⑤ ※特別障がい者 控 除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者で障がい者等であり、手帳等を交付されている人(手帳等で確認します。) ※重度の障がい(1～2 級程度)の人(手帳等で確認します。)	1 人につき 27 万円 ※1 人につき 40 万円
⑥ 寡 婦 控 除	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 ① 夫(民法上の婚姻関係にある者)と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下の人 ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人(この場合、扶養親族の要件はありません。)	1 人につき 27 万円 (その人の所得金額を限度)
⑦ ひとり親控除	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人 ① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ② 生計を一にする子がいること。(この場合の子は、その年分の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。) ③ 合計所得金額が 500 万円以下であること。	1 人につき 35 万円 (その人の所得金額を限度)

○給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方 1 人につき、10 万円(その人の所得金額を限度)が控除されます。

裁量階層

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯

- 1 高齢者世帯 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である世帯
- 2 障がい者世帯 入居者又は同居者が、障がい者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である世帯
- 3 子育て世帯 同居者に中学生までの子どもがいる世帯

家賃

※部屋ごとに、収入によってそれぞれ家賃が異なります。

- 1 入居を希望する部屋ごとに、収入区分別の家賃をご覧ください。収入区分は所得月額に応じて決まります。

	公営住宅 (新浜町・大麻団地以外)		みなし公営住宅 (新浜町団地・大麻団地)	
	収入区分	所得月額	収入区分	所得月額
一般階層	1	10万4千円以下	1	10万4千円以下
	2	10万4千円を超え12万3千円以下	2	10万4千円を超え11万4千円以下
	3	12万3千円を超え13万9千円以下		
	4	13万9千円を超え15万8千円以下		
裁量階層	5	15万8千円を超え18万6千円以下	2	11万4千円を超え12万3千円以下
	6	18万6千円を超え21万4千円以下	3	12万3千円を超え13万9千円以下

- 2 入居後は、毎年、収入を申告していただき、法令により定められた計算方法で翌年度の家賃を算定します。なお、収入申告がない場合は民間並みの高い家賃になりますのでご注意ください。
- 3 入居後は、毎月必ず家賃をお支払いください。滞納が続く場合は、公営住宅法及び条例に基づき、退去していただきます。

収入基準上限額早見表

※ 給与所得者が1人で、扶養親族の控除が適用された場合の例です。

●公営住宅(新浜町団地・大麻団地以外)

上段は年収、下段の()は月収、単位:円

区分	収入基準	扶養親族人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	15万8千円以下	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量階層	21万4千円以下	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

●みなし公営住宅(新浜町団地・大麻団地)

区分	収入基準	扶養親族人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	11万4千円以下	2,211,999 (184,333)	2,755,999 (229,666)	3,299,999 (274,999)	3,811,999 (317,666)	4,287,999 (357,333)
裁量階層	13万9千円以下	2,643,999 (220,333)	3,183,999 (265,333)	3,711,999 (309,333)	4,187,999 (348,999)	4,663,999 (388,666)